

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

きれいな水の流れるまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県比企郡吉見町

3 地域再生計画の区域

埼玉県比企郡吉見町の全域

4 地域再生計画の目標

吉見町は、埼玉県のほぼ中央部に位置し、都心から約50km圏にあり、東部に一級河川の荒川、南西部に一級河川の市野川が流れた平地と、県立比企丘陵自然公園に指定された丘陵地から成りたっている。

丘陵地には、吉見百穴や八丁湖周辺に散在する黒岩横穴墓群などの古墳時代を代表する史跡を有し、平地には肥沃な耕作地が広がっているみどり豊かな自然に恵まれた町である。

この環境を保全し、町民が快適で衛生的な環境で生活していくためには、環境美化活動、公害防止、生活排水やごみの適切な処理が重要になる。

そのため、本計画に基づく汚水処理施設整備交付金を活用して汚水処理施設を整備し、生活排水による環境負荷を軽減するとともに、「吉見町総合振興計画・後期基本計画」による基本方針に基づき、住みよい地域作りのため各種施策等を一体的に進めることにより、快適な生活を確保し、「きれいな水の流れるまちづくり」の実現を図ろうとするものである。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進

汚水処理人口普及率を75%（平成22年度）から80%（平成26年度）へ向上を目指す。

(目標2) 汚水処理施設整備による水質の改善

東第二地区内から一級河川市野川へ流出している用水路のBOD濃度を平成19年度末の5.2mg/lから環境基準値（C類型：5.0mg/l）以下の値への改善を目指す。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本交付金を活用して、公共下水道認可区域以外の市街化調整区域を対象に、地域ごとの実情に応じて農業集落排水施設及び浄化槽（個人設置型）を整備し、環境改善を図る。そして、町民が快適で衛生的な環境で生活していくため、「地域の美化運動の推進」、「公害の防止」、「生活排水の処理」を重点目標に挙げ、協働のまちづくり指針により、地域との協働による取組みを積極的に進めるものである。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

農業集落排水施設については、平成20年4月に事業採択の通知を国より受けている。

[事業主体]

- ・吉見町

[施設の種類]

- ・農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・農業集落排水施設 東第二地区
- ・浄化槽（個人設置型） 浄化槽整備区域

[事業期間]

- ・農業集落排水施設 平成23年度～25年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成23年度～25年度

[事業費]

- | | | |
|------------------|---------|------------|
| ・農業集落排水施設（東第二地区） | 事業費 | 929,000千円 |
| | （うち、交付金 | 464,500千円） |
| | 単独事業費 | 91,000千円 |
| ・浄化槽（個人設置型） | 事業費 | 19,350千円 |
| | （うち、交付金 | 6,450千円） |
| ・合計 | 事業費 | 948,350千円 |
| | （うち、交付金 | 470,950千円） |

単独事業費 91,000千円

[整備量]

- ・農業集落排水施設（東第二地区）
φ100～φ200 6,900m
処理場 1カ所
- ・浄化槽（個人設置型）
90基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・農業集落排水施設 東第二地区で926人
- ・浄化槽（個人設置型） 下水道認可区域や農業集落排水計画区域外の地区で261人

5-3 その他の事業

本町では、第四次吉見町総合振興計画に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を定めており、その中で町民が快適で衛生的な環境で生活していくための基本方針として、「地域の美化運動の推進」、「公害の防止」、「生活排水の処理」を重点目標に挙げ、住民や協力会等との協働施策を行っている。

- ・ゴミ0運動
町民との協働による施策の実施として、定期的に衛生協力会主催による地域美化運動を、町内各地区において行う。
- ・荒川クリーン作戦（不法投棄物撤去作業）
荒川河川敷における不法投棄の防止等河川環境保全を図るため、埼玉県央域荒川クリーン協議会を組織し、関係機関や地域住民との協働により進める。
- ・水質測定事業
町内6箇所の用排水路、ため池の水質調査を毎年実施しており、環境基準の達成状況を把握し、水環境改善に向けた課題把握のために活用する。

6 計画期間

平成23年度～平成25年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に吉見町の関係部署の担当者や有識者等による審議会を開催し、状況を把握検証して評価した結果を公表する。また、必要に応じて計画の見直しを行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し